

消 防 消 第 113 号  
消 防 広 第 148 号  
令 和 7 年 4 月 15 日

各都道府県消防防災主管部（局）長  
東京消防庁・指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長  
消防庁広域応援室長  
（ 公 印 省 略 ）

### 緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給については、「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）」（令和6年8月1日付け消防消第247号・消防広第188号）等により、国家公務員や警察職員との待遇の均衡が図られるように支給の検討をできるだけ速やかに行うよう依頼してきたところです。

緊急消防援助隊は、国家公務員や警察職員が従事する救助活動等と同様に、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するものです。また、他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成し、災害対応に当たる性格を有しています。

近年、災害が頻発化、激甚化する中、緊急消防援助隊の活動も、大規模で長期にわたるものが増えるなど、その役割は重要性を増しています。先般実施した「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給に関する調査（照会）」（令和6年12月25日付け事務連絡）の結果（別添参照）、全体の7割超の本部において、国家公務員との待遇の均衡が既に図られており、又は図られる予定です。

また、手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担されるものです。

これらのことも踏まえ、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当について、国家公務員との待遇の均衡が図られるように支給の検討をできるだけ速やかに行うよう改めてお願いいたします。

併せて、今秋を目途に、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当

の支給に関してフォローアップ調査を実施する予定であることを申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部（消防事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁 消防・救急課 岩熊、佐藤

TEL 03-5253-7522

E-mail [shokuin@soumu.go.jp](mailto:shokuin@soumu.go.jp)

消防庁 広域応援室 岡田、田中

TEL 03-5253-7569

E-mail [kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp](mailto:kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp)